

葛南教育事務所だより



千葉県教育庁葛南教育事務所
〒273-0012 船橋市浜町2-5-1
Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169
E-mail: katsunaned@mz.pref.chiba.lg.jp



千葉県教育庁葛南教育事務所 所長 菅井 浩樹

日頃より、葛南教育事務所管内の先生方には、様々な業務に御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、管内の先生方におかれましては、昨年度まで、困難な課題に直面する中で、優れた御力を発揮され、様々な工夫をこらし、学校現場を支えてくださり、ありがとうございました。感謝の気持ちでいっぱいあります。これからも、御健康に気をつけて、業務にあたっていただきたいと存じます。

令和6年度新規採用教職員の皆様、採用選考合格、そして採用、誠におめでとうございます。社会人としての新たなスタートを心よりお祝い申し上げます。管内の先生方は、皆様が配属されることを待ち望んでおりました。これからは、校長先生をはじめ、諸先輩方から御支援をいただき、管内各市の子供たちのために、御尽力くださいますようお願いいたします。

また、現在管内には小学校145校、中学校67校、義務教育学校2校、市立特別支援学校2校、市立高等学校2校、計218校と昨年度と比べて学校数の増減はありませんが、継続した丁寧な指導を行っていくため、配置する教職員数は年々増えている状況です。そのため、ここ数年までは、諸先輩の先生方に、経験豊富な御力をお借りできれば幸いです。どうぞ、よろしく願います。

最後に、葛南教育事務所のことについてです。

重点目標のスローガンを昨年度に引き続き、

「チーム葛南 未来をひらく 子どもたちのために」と継続しました。

このスローガンの重要なことは、「未来をひらく」という言葉にあります。

所員は、子供が人生を主体的に切りひらくために「葛南プライド」という自覚や誇りをもって、新しい時代を生きていくために必要な力を育てていきます。

また、「UNIFY」（一つになる）という意味のチャッチフレーズですが、管内5市の頭文字（U：浦安市 N：習志野市 I：市川市 F：船橋市 Y：八千代市）を並べた英単語であります。

管内5市の温かな地域間や信頼関係の深まりが、この頭文字の「UNIFY」に必然性を感じています。

私たち所員は、管内5市の子供たちのために、「一つのチーム」としてしっかりと連携を育みながら、力を尽くしていきたいと考えています。今年度1年間、どうぞよろしくお願い致します。

令和6年度 葛南教育事務所 重点目標

チーム葛南 未来をひらく



子どもたちのために

総務課

人材育成と適正な事務処理の体制づくり

- (1) 学校事務職員としての基礎能力と資質の向上及び学校における総務・財務等に通じる専門職としての責任と自覚の育成
- (2) 所長学校訪問時の点検及び総務課の諸帳簿点検の継続的な実施並びに給与関係事務処理の適正化の推進
- (3) 共同実施組織との連携、有用な情報提供及びグループリーダーの育成

管理課

信頼される学校づくり

- (1) **安全安心な学校づくりの推進**
 - ・危機管理の「さ・し・す・せ・そ」の徹底
 - ・日常生活を通じた危機回避能力の向上
- (2) **不祥事ゼロの学校づくりの推進**
 - ・自己管理能力の向上と教職員の連携による不祥事の未然防止
 - ・「切実感・当事者意識・連帯感」を高める参加型研修実施による不祥事根絶への高い意識の持続
- (3) **教師が育つ学校づくりの推進**
 - ・講師を含めた若年層・ミドルリーダーの育成、及びベテラン層の指導力の伝承
 - ・人事評価を活用した計画的な人材育成の推進
- (4) **活気ある学校づくりの推進**
 - ・「学校における働き方改革」へ向けた意識改革、及び実効性のある取組の推進
 - ・心身の健康増進と、風通しのよい職場環境の推進

指導室

よりよい授業づくりと学校体制づくり

- (1) **「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善**
 - ・「学ぶことが楽しいおもしろい」を実感する「葛南スタイル」の活用
 - ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る効果的なICTの活用
 - ・学校の強みを生かし、課題を解決するための全校体制による組織的な取組の推進
- (2) **生徒指導の充実と「安全・安心」な学校体制づくり**
 - ・いじめの未然防止・初期対応並びに不登校支援の充実
 - ・生徒指導の実践上の視点を踏まえた「学級経営」、「授業づくり」の推進・充実
 - ・児童生徒の課題解決に向けた「学校・家庭・地域・関係機関」の連携強化
- (3) **特別支援教育の推進を支える学校体制づくり**
 - ・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた「学びやすさ」の構築
 - ・校内委員会の機能と関係機関との連携を生かした、「切れ目ない支援」の推進・充実
 - ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用による、適切な合理的配慮と個に応じた支援の提供
- (4) **地域とともにある学校づくりの推進**
 - ・「地域連携のススメ」等の活用による、教育の目標を共有した地域との連携の再構築の推進
 - ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」等による家庭の教育力の向上

令和6年度合同訪問・課題別要請訪問スタート！

【指導室】

指導室は、令和6年度合同訪問及び課題別要請訪問について、実施方法の改善を図り開始したところです。

【合同訪問】

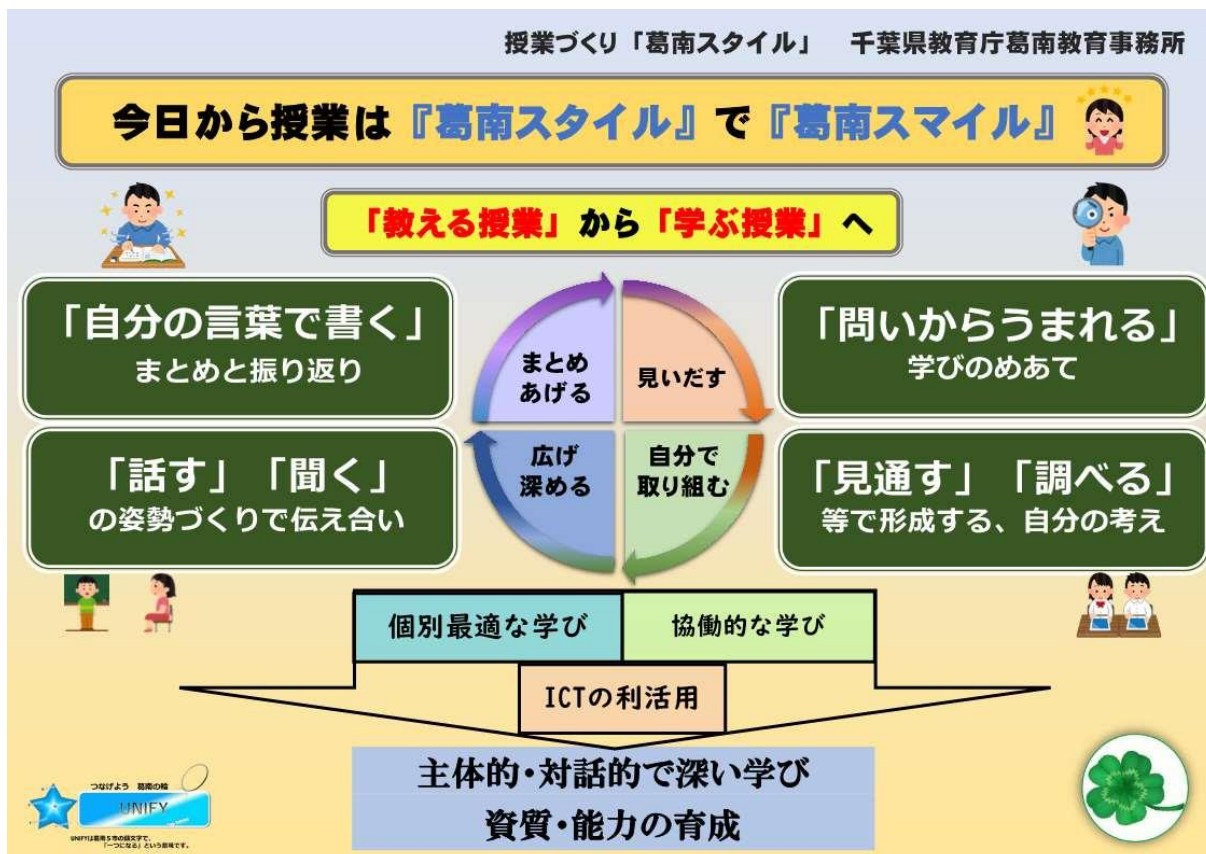
「学習指導要領」「第3期千葉県教育振興基本計画」「葛南教育事務所重点目標」のもと、訪問校の教育目標、教育課程、教育環境、授業実践等の状況を踏まえて指導・助言を行い、教育活動の質の向上を図ります。特に次の2点に重点を置いています。



○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「葛南スタイル」を基にした授業改善（ICTの効果的な活用）

○ 生徒指導の実践上の視点、ユニバーサルデザインの視点（特別支援教育の視点を含む）を取り入れた授業の推進

「葛南スタイル」は、千葉県教育委員会が示す『『思考し、表現する力』を高める実践モデルプログラム』をもとにした、授業改善の指標です。子供たちが主体となって学び、資質・能力を身に付けるためのポイントを示しています。



【課題別要請訪問】

日々の授業づくりから学習指導要領や学習評価の研修会など、各学校の諸課題や要請に応じて協議及び指導・助言することで、教育水準の向上を図ります。主な内容は以下のとおりです。

- 1 学力向上（教科・領域、校内研究、初若年研修）
- 2 生徒指導（SOSの出し方教育、不登校、いじめ、暴力行為等）
- 3 特別支援教育（特別な教育的支援を要する児童生徒についての助言、校内研修、校内研究）等
半日または1日、指導主事が参観して指導する「1日（半日）研修」も行っています。

「チーム葛南 未来をひらく子どもたちのために」のスローガンのもと、先生方の授業改善のお手伝いをいたします。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

『千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針』について

【指導室 生徒指導班】

昨年度、107号 (NO.3) の事務所だよりで紹介した「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」について、令和6年3月29日に、標記基本方針が策定されました。

現状、教育を受ける上での選択の幅が狭く、不登校状態になっている子供たちが更に増え続けているという深刻な状況にあります。そのような中、この基本方針では、「多様な教育機会を確保する」という大きな方向性が示されていることが特徴です。

それでは、この基本方針が具体的にどういった内容なのか、今回も千葉県教育委員会のホームページに掲載されている概要版から探っていきます。

千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針 (概要)

1 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項

(1) 基本理念

- 安心、安全な学校生活 学校に関わる全ての人の中で、暴力と暴言を根絶 児童生徒の個性を尊重
- 「不登校児童生徒が登校できるようになることを目標とせず」子供の将来の社会的自立を目指す
- 学校内外の教育支援センター、学びの多様化学校、フリースクール等の民間団体、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要

(2) 義務教育段階の教育機会確保の意義

- 平和で民主的な国家・社会の形成者として共通に求められる最低限の基礎的な資質の育成
- 国民の教育を受ける権利の最小限の社会的保障 ※外国人児童生徒に対しても同様に教育機会を確保

(3) 本県の不登校児童生徒の現状と課題

ア 本県の不登校児童生徒の現状

- 県公立小中学校の不登校児童生徒数 過去最多12,082人 (R4年度) 約4割は、専門的な支援等受けず

イ 不登校児童生徒及び保護者支援における課題

- 不登校児童生徒の詳細な状況、支援ニーズの把握 既存の学校が改善していく具体的な方向性を示す必要
- 不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益を回避する手立てを検討
- 学校内外の教育支援センター、子どもと親のサポートセンター、フリースクール等を充実させ連携を強化
- 学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の支援の方法を検討
- 保護者支援 (情報を確実に届け、悩み等を安心して相談できる体制の構築)
- 県内のどこに住んでいても、必要な支援が受けられるような体制の構築

- ★再び登校できることのみを目標としない「社会的自立」がキーワードです。
- ★多様な教育機会の具体的な明記

- ★学校内外の関係機関との連携の強化
- ★学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の支援方法
- ★保護者支援の充実

2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項

(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

ア 魅力あるより良い学校づくり

- 児童生徒が日々、成長していることを実感できるような学校運営
- 児童生徒が静かに落ち着くことができる空間を学校内に作るなどの工夫
- 個性を尊重し、努力した過程を積極的に認め、自己肯定感を高める

イ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

- 誰でもあっても暴力と暴言を絶対に許さない学校風土を醸成、小学校入学前から保護者に啓発
- 暴力や暴言等、問題行動があった児童生徒を毅然と指導 (同時に、その児童生徒が置かれた環境や抱える課題等を的確に把握し、その改善や解消に向け、取り組むこと)
- 他の児童生徒を不登校にするような深刻ないじめや暴力行為は、必要に応じ出席停止措置を講ずる

ウ 児童生徒への指導方法

- 突き放すような指導、いたずらに注意や叱責を繰り返す指導は、大きな危険をはらむ不適切な指導
- 課題を抱えた児童生徒に寄り添い、ともに考えていく指導を基本とする

エ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

- 学習内容の習熟の程度に応じた個別最適化した指導とグループや全体での指導を適切に組み合わせる
- 特定の授業や学校行事について極端な苦手意識を持っているなどの状況を把握し、配慮や支援を行う

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

ア 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(ア) 教育相談体制の充実と児童生徒理解

- チェックシートの活用、定期的な個人面談、スクールカウンセラー等による相談、ストレスチェックなど

- ★学級経営の充実
- ★別室の確保
- ★自己肯定感の向上
- ★毅然とした指導
- ★必要に応じた出席停止措置
- ★寄り添い、ともに考えていく指導
- ★個別最適化した指導とグループ・全体指導のバランス
- ★校内教育相談体制の充実

<p>(イ) 不登校についての理解と支援の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校は、<u>どの子供にも起こりうる</u>。不登校となるまでには、学校に行かなくてはならないと思いつつ、しかし、行くことができないとの葛藤を一定期間繰り返している場合が多い ○「学校に登校する」という結果に着目するのではなく、児童生徒が抱える悩みや課題に、焦らず、<u>児童生徒のペースを尊重し、寄り添い続けサポートすることが重要</u> <p>イ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保</p> <p>(ア) <u>学びの多様化学校の設置促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県は、学びの多様化学校の設置促進に向け、情報を積極的に提供するなど、市町村を支援する ○学びの多様化学校設置後の運営上の課題についても、国の動向を注視しつつ、市町村の状況に応じた適切な支援を行えるよう検討する <p>(イ) <u>教育支援センターの機能強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村が設置する教育支援センターを地域の不登校児童生徒支援の中核と位置づける ○校内教育支援センターは、<u>原則としてすべての学校に設置できるよう努める</u> <p>(ウ) <u>教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会、学校とフリースクール等が共同で不登校児童生徒を支援するモデル事業を実施し連携強化 <p>(エ) <u>家庭に在る不登校児童生徒に対する支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒の状況を把握し、必要な情報提供や助言、ICT等を活用した授業配信や教育相談、家庭訪問等による支援を充実させる <p>(オ) <u>不登校児童生徒が学校外で学習等した場合の、指導要録上の出席扱いと評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒が学校外で指導を受けている場合や自宅でICT等を活用して学習した場合、<u>一定の要件の下、可能な限り、指導要録上出席扱いとする</u> ○学習の評価を適切に行い指導要録に記入するなど、<u>不登校児童生徒の努力を認め、学ぶ意欲を高める</u> <p>ウ 保護者への支援</p> <p>(ア) 支援の方向と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援 <u>支援を行う機関や親の会などの情報を確実に伝える必要</u> ○高等学校入学者選抜について、適切な情報を確実に届ける <p>(イ) 経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「千葉県不登校児童生徒等実態調査」の結果を詳細に分析し、不登校児童生徒の教育機会確保に向けた<u>経済的支援の在り方について具体的な検討を行う</u> 	<p>★不登校は、どの子供にも起こりうる。「行かなくては行けない」と「行くことができない」との葛藤。</p> <p>★児童生徒のペースを尊重し、寄り添い続ける。</p> <p>★多様で適切な教育機会の具体的な例示</p> <p>★保護者支援の在り方</p>
---	--

<p>3 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項</p> <p>(1) 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒の<u>支援に関する情報を積極的に提供</u> ○教育委員会、学校、関係機関及び民間団体の連携による相談体制の整備を推進 <p>(2) 県民の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や条例の趣旨、本基本方針の内容等について、県民だより、ホームページ等で積極的に情報発信 <p>(3) 調査研究・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒の状況等を踏まえた施策の推進が可能となるよう、継続的に調査研究や結果の分析を行う <p>(4) 研修及び人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校の事例をもとに支援の方法を検討するなど実践的な研修を実施。発達障害の特性と不登校のリスク、不登校との関連が指摘されるさまざまな疾患や諸現象等について<u>専門家による研修を実施</u> ○教職員による支援体制の充実、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの資質の向上と配置の充実を努める <p>(5) <u>切れ目のない支援を行う体制の整備（教育と福祉の連携、小・中・高・特別支援学校間の連携）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○義務教育修了後も安心して学びを継続できるよう、<u>教育と福祉を融合した新たな高等学校の在り方を検討</u> 	<p>★支援情報の積極的な提供</p> <p>★教育委員会・学校・関係機関及び民間団体の連携</p> <p>★専門家による研修</p> <p>★切れ目のない支援 →教育と福祉の融合による新たな高等学校の在り方</p>
---	--

この基本方針には、県内各所の教育支援センターやフリースクール等民間団体の活動をはじめ、以下を有機的に結び付けながら、子供たちの個性が尊重され、自分に合った学びを継続できるよう、具体的な取組が示されています。

- ・ これまで多様な教育機会を確保する上で先駆けとなった取組
- ・ 校内教育支援センターの充実
- ・ 学びの多様化学校の新設
- ・ 既存の学校自体も必要な改善を加えていくこと 等

上記にもあるように、不登校は“どの学校にも起こりうる”喫緊の課題です。是非、この事務所だよりを良い機会としていただき、校内の先生方と、基本方針の内容について共通理解を図っていただくと幸いです。県としても、確実に子供たちの多様な教育機会を確保していけるよう、施策を推進してまいります。

特別支援アドバイザーを派遣します

【指導室 特別支援教育班】

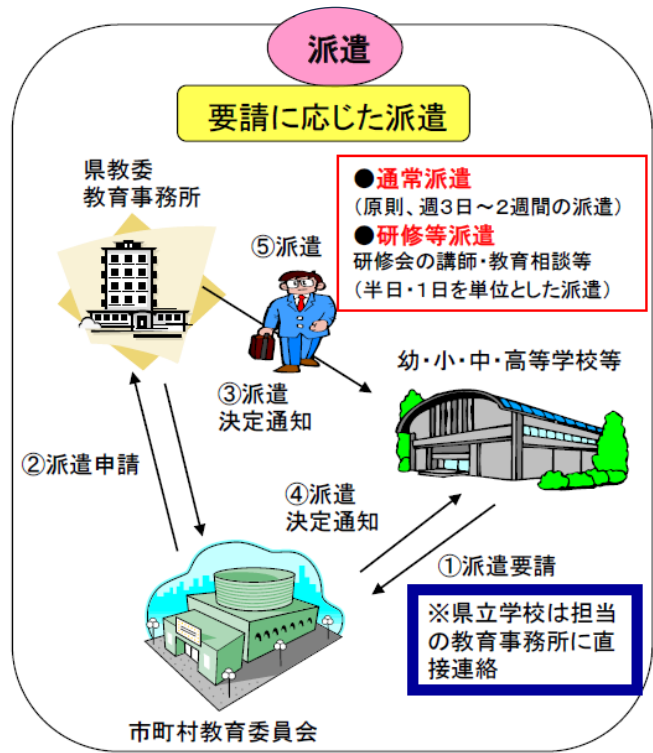
千葉県教育委員会では、各学校等のニーズの高まりに応え、特別支援教育についての経験や知識のある「特別支援アドバイザー」を各教育事務所に配置しています。

葛南教育事務所では、管内各学校（園）からの要請に応じて、現在5名の特別支援アドバイザーを各学校（園）に派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援に関する助言・援助を行っています。

特別支援アドバイザーの派遣期間

- 2期： 令和6年 9月 9日（月）～12月13日（金）
（事務所提出期限 令和6年7月18日（木）まで）
 - 3期： 令和7年 1月 9日（木）～ 3月 7日（金）
（事務所提出期限 令和6年12月9日（月）まで）
- ※1期の受付は終了しました。

上記の期間の他、短縮日課や長期休業（夏季、冬季）の期間においても、校内研修等の講師として派遣に応じます。ぜひ御活用ください。



特別支援アドバイザーが行う助言・援助

困っている子を多面的に観察し、理解します。

幼稚園、幼保連携型認定こども園

- オウム返しが多い子
- 水道で手を洗い続ける子
- 1番でないパニックを起こす子 等

小・中学校、義務教育学校

- 教室から突然飛び出す子
- 友だちにすぐパンチする子
- いつも教科書の文章を飛ばし読みする子
- 興味のない学習の時は、おしゃべりをしたり、友だちの学習を妨害したりする子
- ほとんど毎日遅刻する子
- 給食では、白いご飯しか食べない子
- 大勢が集まる場所で奇声を発する子 等

高等学校

- 文字を正しく写すことができない生徒
- 授業中に質問をし、止まらない生徒
- 相手を傷つける言葉を言ってしまう生徒 等

学校現場で、実際に幼児児童生徒の様子を観察することにより、**より詳しい理解**ができます。そのことが、**正しい理解と、適切な指導**につながります。

文部科学省調査
令和4年12月公表

通常の学級に在籍する**発達障害の可能性がある児童生徒**

- ・全国の小・中学校で **8.8%程度**
- ・全国の高等学校で **2.2%程度**

小・中学校では、どの教室にも**2～3名程度**在籍

☆ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の困難さに共感します。 ☆
LD(学習障害) ADHD(注意欠陥/多動性障害) 自閉症スペクトラム 知的障害 情緒障害 等

困っている教員にこんな支援をします

担任・学年の教員・(教頭)
特別支援教育コーディネーター

放課後にケース会議等の実施

- ① 観察の結果を伝える。
- ② 問題行動の背景にある原因について専門的立場から、障害特性をふまえた助言・援助する。
- ③ 担任の指導の良い面を伝える。
- ④ 自校で取り組みそうな手立てを一緒に考える。
- ⑤ 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用について助言・援助する。
- ⑥ 特別支援教育コーディネーターに、学級担任支援について

困っている学校（全職員）にこんな支援をします

校内研修会等の実施

- ① 校内研修会で、全職員対象に、障害特性に応じた指導支援の在り方等について講義する。
- ② 校内研修会等で、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成の仕方を演習する。
- ③ 適切な教材・支援ツール等について一緒に作成する。

管理職への報告

管理職に、派遣前半に担任に助言した内容が、後半にはどのくらい実践できたかの結果を報告する（フィードバックする）とともに、今後の方向性を提示する。

観察・見立て

助言・援助

校内体制
助言・援助

令和7年度（令和6年度実施）

公立学校教員採用候補者選考について

千葉県・千葉市では、

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

を求めています。

学校現場にいる講師、各市における支援員や補助教員、『ちば！教職たまごプロジェクト』の大学生など、教職を目指している方々へのご支援・ご指導をお願いします。

<実施日> 第1次選考 令和6年7月7日（日） 8：00受付

第2次選考 小学校以外 8月17日（土）～19日（月）のいずれか指定した1日

小学校・特臨 8月23日（金）～25日（日）のいずれか指定した1日

令和6年度実施の教員採用候補者選考につきましては、5月13日（月）に出願期間を終了し、上記日程で行われます。

《今年度実施の採用選考の特徴》は次の通りです。

ちば電子申請サービス【千葉県】による志願となります！

「千葉県地域枠」の新設

高校段階で教員基礎コース等に関する課程修了者（20名程度）

「元教諭特例選考B」の新設

第1次選考免除、第2次選考は個別面接のみ（8、10、1月に選考実施）

「社会人特別選考」の受験内容変更

第2次選考「模擬授業」を「プレゼンテーション」に変更

千葉県受験会場の集中実施

第1次選考を「幕張メッセ」等で実施

兵庫県会場の受験教科拡張

兵庫県会場（第1次選考）全校種・全教科等の選考を実施

海技士資格取得採用延伸制度の新設

海技士資格を取得する場合、採用の延伸が可能（高校水産）

奨学金返還補助事象の新設

第一種奨学金貸与者の対象者全員の返還金を全額支援

ちば！教職たまごプロジェクト修了者（R5年度実施）への優遇措置

修了者のうち一定の条件を満たした者を対象に加点等を実施

「第1期千の葉の先生養成塾」を令和6年度に開設

修了者は、令和8年度（令和7年度実施）の第1次選考免除

令和6年度所長学校訪問・校長室訪問の実施について

【管理課】

今年度も5月から11月にかけて、所長学校訪問及び校長室訪問を実施します。

訪問では、教職員の人事及び学校の管理運営について各学校の実情を把握し、必要に応じた指導助言を行います。

○所長学校訪問（今年度54校）

各教室を回り、教職員の授業を参観するとともに、校舎内外の施設の視察、諸表簿の点検を行い、指導・助言を行います。

○校長室訪問（今年度54校）

主に学校経営や人事管理の課題等について、校長から話を聞き、協議します。

※協議する内容については、事前に各市教育委員会を通じて提出し、より充実した訪問にしていきます。

訪問では管理課の重点目標である下記の事項について、各学校の取組を聞いています。

☆信頼される学校づくり☆

- 1 安全安心な学校づくりの推進（危機管理・危機回避能力の向上）
- 2 不祥事ゼロの学校づくりの推進（不祥事根絶の取組）
- 3 教師が育つ学校づくりの推進（層別の育成・人事評価の活用）
- 4 活気ある学校づくりの推進（「働き方改革」の取組・メンタルヘルス）

講師等登録説明会について

【管理課】

本事務所では、令和6年度新規に講師等の登録を希望する方に登録説明会を実施し、講師の仕事の概要や待遇等のご質問にお答えしつつ面接を行います。

管内各市の講師不足の状況を受け、登録説明会を行うことにより登録者の増加を図り、講師不足の解消と人材確保を目指しています。

なお、登録説明会の開催日時は下表のとおりです。会場は、いずれも本事務所になります。公共交通機関を使用して、お越しください。

1	令和6年 7月13日	土	9:00~12:00
2	令和6年10月12日	土	9:00~12:00
3	令和6年11月30日	土	9:00~12:00
4	令和6年12月 1日	日	9:00~12:00
5	令和7年 1月11日	土	9:00~12:00
6	令和7年 2月 1日	土	9:00~12:00

1回目の7月13日は、県教育委員会教職員課と合同で開催します。

講師登録に必要な書類は以下の4点です。

①千葉県公立学校 講師等登録申請書（写真貼付・カラー白黒可）……1通

※様式は、千葉県教育庁教職員課のページからダウンロードできます。

②教員免許状の写し（A4判裏表コピー）……所有免許状すべて各1通

※面接当日、免許状の原本も持参してください。

③免許更新修了確認証明書の写し……該当者のみ

④教員免許状授与証明書……所有免許状すべてにつき各1通

※千葉県以外の都道府県で授与された免許状をお持ちの方のみ。

教員免許状または免許更新修了確認証明書が千葉県教育委員会から授与されている場合、授与証明書は必要ありません。

一斉登録会に限らず、講師の募集は随時行っています。電話でお問い合わせください。

千葉県教育庁葛南教育事務所

住所：船橋市浜町2丁目5番1号

電話：047-433-6017